2　第二種施設等（法第三十三条第一項に規定する第二種施設等をいう。以下この項において同じ。）の屋内又は内部が複数の階に分かれている場合であって、専ら喫煙をすることができる場所が当該第二種施設等の一又は二以上の階の全部の場所である場合における法第三十三条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準は、前項の規定にかかわらず、たばこの煙が専ら喫煙をすることができる階から喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていることその他の喫煙をしてはならない階へのたばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていることとする。

（喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識の掲示）

第十七条　法第三十三条第二項又は同条第三項の規定による掲示は、喫煙専用室標識又は喫煙専用室設置施設等標識に記載された事項を容易に識別できるようにするものとする。

（喫煙目的室の技術的基準）

第十八条　法第三十五条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一　出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、〇・二メートル毎秒以上であること。

二　たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。

三　たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

（新設）

（新設）

2　喫煙目的施設の屋内が複数の階に分かれている場合であって、喫煙をすることができる場所が当該喫煙目的施設の一又は二以上の階の全部の場所である場合における法第三十五条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準は、前項の規定にかかわらず、たばこの煙が喫煙をすることができる階から喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていることとその他の喫煙をしてはならない階へのたばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていることとする。

（喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識の掲示）

第十九条　法第三十五条第二項又は同条第三項の規定による掲示は、喫煙目的室標識又は喫煙目的室設置施設標識に記載された事項を容易に識別できるようにするものとする。

（帳簿の記載事項）

第二十条　法第三十五条第六項の厚生労働省令で定める事項は、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二十二条第一項又は第二十六条第一項の許可に関する情報とする。

（喫煙目的室設置施設の営業に係る広告又は宣伝方法）

第二十一条　喫煙目的室設置施設の管理権原者等（法第三十条第一項に規定する管理権原者等をいう。）は、その営業について広告又は宣伝をするときは、当該喫煙目的室設置施設が喫煙目的室設置施設である旨を明瞭かつ正確に表示するものとする。

（職員の身分を証する証票）

第二十二条　法第三十八条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式第三号による。

（新設）

（新設）

（職員の身分を証する証票）

第十六条　法第二十五条の九第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式第三号による。